

## 令和7年度 倉敷市農福連携推進事業費補助金【よくあるご質問】

Q1	雇用(委託)期間については、通年ではなく、繁忙期のみでも対象になりますか。
A1	対象になります。雇用(委託)期間の長短は問いません。
Q2	派遣の場合も対象になりますか？
A2	対象になります。その場合、派遣の状況を確認できる書類及びその者が障がい者であることを証する書類が必要です。
Q3	交付申請時に雇用(委託)している者がいないが、申請できますか？
A3	申請できます。申請時に雇用(委託)している者がいなくても、実績報告時までに雇用(委託)していることが分かる資料を提出できるのであれば申請できます。
Q4	個人間で中古品を売買する場合も補助対象となりますか？
A4	個人間での売買も対象となりますが、その場合、取引価格が市場価格と乖離していないことを確認する必要があります。(相見積もりなどを準備してください。)
Q5	補助の対象期間はいつまでか。
A5	申請後、交付決定を受けてから実施し、令和8年3月6日までに完了する事業が対象です。
Q6	事業実施翌年度末(令和9年3月31日)までに、雇用(委託)が実施出来なかった場合、補助金はどうなるのか。返還が必要になるのか。
A6	お見込みの通りです。事業実施翌年度末(令和9年3月31日)までに雇用(委託)することを条件に補助金の交付を行いますので、実施出来なかった場合には補助金を返還していただきます。
Q7	交付決定後に発注した仮設トイレが、令和8年3月6日までに納品されなかった場合、納品後に事業実施報告を提出し、補助金を請求することは可能か。
A7	令和8年3月6日までに完了している事業が対象であり、社会情勢等により納品が遅れた場合でも、期限に間に合わない場合は補助対象外となります。納品が間に合うか、購入予定の業者に十分確認の上、申請してください
Q8	補助金で購入したものが不要になった場合、処分して良いか。
A8	補助事業で購入したものは、耐用年数が過ぎるまで、交付目的に反して利用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保にすることはできませんので、大切に管理してください。(今回の補助事業で導入したことが分かるように補助金の名称のシールを貼るなど他のものと区別がつくようにしてください。)やむを得ず処分をする場合は、市の許可が必要になりますので事前にご相談ください。また、売却して収入を得た場合、収入の全部又は一部について返還となりますのでご注意ください。 【参考】 仮設トイレ(簡易建物:仮設のもの) 耐用年数:7年
Q9	仮設トイレの設置場所は倉敷市内に限りますか？
A9	お見込みの通りです。倉敷市外に設置される場合は補助対象となりません。

Q10	本補助金において対象となる仮設トイレとは、どのようなものを指しますか？
A10	工事現場やイベント会場等で一時的に設置される簡易建物型のトイレであって、施錠が可能なものを想定しています。自宅や作業場に設置する常設型のトイレやポータブルトイレは補助対象外です。

Q11	対象者は認定農業者等であるが、過去に認定農業者等であったもの、これから認定農業者等になろうとする場合、対象者になりますか？
A11	交付決定時点で認定農業者等であることが必要です。したがって、認定農業者等ではない方でも事前申込いただくことは可能ですが、認定農業者等の取得見込がない(事前申込期限時点において、認定農業者等の取得見込を本市が判断できない)場合には、対象となりません。詳しくはお問い合わせください。